

北陸信越運輸局報

第 412 号

平成26年 7月22日(火曜日)
(毎月3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話 (025) 285-9000
FAX (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

許認可等	△一般貨物自動車運送事業の許可	1ページ
	△一般貨物自動車運送事業の許可(霊柩事業)	1ページ
	△指定自動車整備事業の指定	2ページ
	△自動車分解整備事業の認証	2ページ
行政処分	△一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年6月分)	2ページ
	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年6月分)	3ページ～11ページ
	△北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者(平成26年6月30日現在)	11ページ
	△自動車分解整備事業者に対する行政処分	12ページ
業務資料	△個人タクシー知識試験結果	12ページ

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業の許可(自動車交通部)

申請者	株式会社 新潟イタヤ物流倉庫 代表取締役 梨本 武司 新潟県燕市次新1054番地1	申請者	株式会社 ミライ化成 代表取締役 中川 景介 長野県千曲市雨宮2473番地
許可年月	平成26年4月24日	許可年月日	平成26年5月2日
申請者	有限会社 燕建機サービス 代表取締役 小林 さと 新潟県燕市蔵関251番地	申請者	羽咋生コンクリート工業株式会社 代表取締役 小倉 宏眷 石川県羽咋市柳橋町五石高70番地1
許可年月	平成26年5月2日	許可年月日	平成26年5月2日
申請者	株式会社 吉村商運 代表取締役 吉村 和晃 石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘四丁目1番地175エアフォルク・201号	申請者	信越LINE 株式会社 代表取締役 古西 裕之 新潟県新潟市北区白勢町64番地14
許可年月	平成26年6月2日	許可年月日	平成26年6月2日
申請者	株式会社 城東工業 代表取締役 坪利 智恵美 富山県高岡市東海老坂字石原谷16番地	申請者	有限会社 佐賀野通送 代表取締役 佐賀野 昭一郎 富山県富山市有沢86番地
許可年月	平成26年 6月27日	許可年月日	平成26年6月27日

■ 一般貨物自動車運送事業の許可(霊柩事業)(自動車交通部)

申請者	第一交通 株式会社 代表取締役 上条 良民 長野県松本市渚二丁目269番地1号	申請者	株式会社 宮本工業所 代表取締役 宮本 芳樹 富山県富山市奥田新町12番3号
許可年月	平成26年6月2日	許可年月日	平成26年6月18日

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第 20212 号
指定年月日	平成 26 年 7 月 10 日
事業者名	有限会社オーエム長野
事業場の名称	有限会社オーエム長野
事業場の所在地	長野県千曲市大字粟佐字北村西沖 1214 番地 2
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第 203 号
認証年月日	平成 26 年 7 月 11 日
事業者名	有限会社吉本自動車工業
事業場名	有限会社吉本自動車工業
事業場所在地	富山県富山市上富居一丁目 46 番地 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】 普乗、小四、小三 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

○ 行 政 処 分

■一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成 26 年 6 月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 26 年 6 月 24 日	株式会社いこいの村 能登半島 代表者 松谷和章	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成 25 年 9 月 26 日、新規事業者として 監査実施。1 件の違反 が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第 24 条)	1	1
	石川県羽咋郡志賀町 上野壱八の 1 番地	石川県羽咋郡志賀町 上野壱八の 1 番地	道路運送法第 27 条 第 2 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年6月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年6 月4日	近物レックス株式会 社 代表者 堀内悟	上田支店	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成25年2月19 日、適正化事業実施機 関の指導結果から監査 実施。1件の法令違反 が認められた。(1) 整備管理者研修未受講 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第15条)	1	1
	静岡県駿東郡清水町 伏見字向田351	長野県東御市常田7 7-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年6 月4日	新産運送株式会社 代表者 竹野豊	燕営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年7月26 日、労働局からの通報 書が届いたことから監 査実施。4件の違反が 認められた。(1)乗 務時間等の基準の遵守 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3 条第4項)(2)点呼 の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項、 第2項)(3)点呼の 実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第4項)(4) 点呼の記載事項義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第7条 第5項)	4	4
	新潟県長岡市新産1 -1-2	新潟県燕市大字杉名 885番1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年6 月4日	株式会社軽商運輸 代表者 今井伸男	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年9月13日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。3件の違反が認めら れた。(1)乗務時間等の 基準の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第3条第4項) (2)点呼の実施義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第7条 第1項、第2項)(3)点 呼の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項)	1	1
	新潟県北蒲原郡聖籠 町蓮潟5373-4	新潟県北蒲原郡聖籠 町蓮潟5373-4	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

平成26年6月5日	長野県貨物株式会社 代表者 田中素子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)	平成25年8月6日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。8件の違反が認め られた。(1)事業計 画事後届出違反(貨物 自動車運送事業法第9 条第3項後段)(2) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3条第4項)(3)点呼 の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項、 第2項)(4)点呼の 記載事項義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項) (5)乗務等の記録義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 8条)(6)乗務等の記 載事項義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第8条)(7) 運行記録計による記録 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第9条)(8)事故報 告規則に規定する事故 の届出違反(貨物自動 車運送事業法第24条)	7	7
	長野県東筑摩郡山形 村5583-1	長野県東筑摩郡山形 村5582-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年6月6日	株式会社北都高速運 輸倉庫黒部 代表者 石田和徳	黒部営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)	平成25年6月24 日、労働局からの通報 書が届いたことから監 査実施。2件の違反が 認められた。(1)乗 務時間等の基準の遵守 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3 条第4項)(2)点呼 の記録義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第7条第5項)	5	5
	富山県下新川郡入善 町下飯野218-1	富山県下新川郡入善 町下飯野218-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

平成26年6月6日	有限会社阿部商事 代表者 阿部登志也	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年7月22日、適正化事業実施機関の巡回指導の結果から監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(5)事業の健全な発達を阻害する競争の禁止違反(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	2	2
	新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田字金堀澤 3724-22	新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田字金堀澤 3724-22	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年6月6日	新潟第一梱包運輸株式会社 代表者 早坂章	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年12月13日、公安委員会から道路交通法違反通知が届いたことから監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(3)運転者に対する指導監督の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(4)運行管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
	新潟県新潟市東区寺山字前沢596-1	新潟県新潟市東区寺山字前沢595-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

平成26年6月6日	有限会社旭 代表者 佐久間榮一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)	平成24年11月15日、追突事故を惹起したことから監査実施。 7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条) (5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
	長野県松本市大字和田3967番地24	長野県松本市大字和田3967番地24	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年6月11日	株式会社古林運送 代表者 古林秀充	本社営業所	輸送施設の使用停止 (35日車)	平成24年11月19日、街頭検査において整備命令書の発令があったことから監査実施。3件の違反が認められた。(1)不正改造車両の運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条及び第47条)(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	4	4
	長野県松本市村井町西1丁目8番24号	長野県松本市村井町西1丁目8番24号	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

平成 26 年 6 月 24 日	寒川運送株式会社 代表者 板垣貞芳	本社営業所	輸送施設の使用停止 (15日車)	平成25年4月22日、車輪脱落事故を惹起したことから監査実施。3件の違反が認められた。(1)整備不良(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条)(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	2	2
	新潟県村上市寒川369	新潟県村上市寒川544-4	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成 26 年 6 月 24 日	株式会社千里運送 代表者 和田明	本店営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成26年1月17日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
	富山県富山市婦中町千里422	富山県富山市婦中町千里422	貨物自動車運送事業法第17条第1項			
平成 26 年 6 月 25 日	櫻田貞一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (230日車)	平成24年7月26日、公安委員会より道路交通法違反通知書が届いたことから監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)(3)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)(5)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(6)整備管理者の選任	23	23
	長野県小諸市乙983-21	長野県小諸市乙983-21	貨物自動車運送事業法第17条第1項			

				違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第50条第1項）（7）運行管理者の選任違反（貨物自動車運送事業法第18条第1項）		
平成26年6月25日	有限会社直人運輸 代表者 谷口直人	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成25年10月30日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。4件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）（2）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）（3）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項）（4）点呼の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）	4	4
	石川県能美市大長野町リ37	石川県能美市大長野町リ37	貨物自動車運送事業法第17条第1項			
平成26年6月26日	信州神港運輸株式会社 代表者 北村耕一郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年11月16日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。4件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）（2）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項）（3）点呼の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）（4）運行指示書の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安	4	4
	長野県下伊那郡松川町大島2036-1	長野県下伊那郡松川町大島2036-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

				全規則第9条の3第1項)		
平成26年6月27日	有限会社フジ広益 代表者 高吉広	松本空港東営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成25年6月18日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
	長野県松本市市場4番3号	長野県松本市空港東8979-1	貨物自動車運送事業法第17条第1項			
平成26年6月27日	有限会社まるひろ 代表者 中込裕幸	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成25年6月26日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。3件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3) 点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	3	3
	長野県小諸市大字滋野甲1039番地6	長野県小諸市大字滋野甲947番地1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年6月27日	白石運輸株式会社 代表者 白石広一	長野営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)	平成24年11月1日・2日、酒気帯び運転による事故を惹起したことから監査実施。11件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3) 点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)	7	7

	埼玉県三郷市早稲田 8-31-15	長野県長野市大字南 長池字村前280- 11	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	乗務等の記録義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第8条) (5) 運行記録計による 記録義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第9条)(6) 運転者台帳の記載事項 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第9条の5)(7) 運転 者に対する指導監督違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条 第1項)(8) 初任運 転者に対する指導監督 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10 条第2項)(9) 初任 運転者に対する適性診 断受診義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項) (10) 定期点検整備 の実施違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第13条、道路運送車 両法第48条)(11) 事業の健全な発達を阻 害する競争の禁止違反 (貨物自動車運送事業 法第25条第2項)		
平成26年6 月30日	大伸興業有限会社 代表者 今井秀子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年4月18 日、監査実施。3件の 違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基 準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第3条第4項)(2) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項)(3) 点呼の記録 保存義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)	2	2
平成26年6 月30日	昭和運送株式会社 代表者 大滝勝夫	村上営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年10月28 日、労働局からの通報 が届いたことから監査 実施。1件の違反が認	2	2

	新潟県村上市垣之内 68子	新潟県村上市大字四 日市字小田表90- 1	貨物自動車運送事業 法第17条第1項	められた。(1)乗務 時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条 第4項)		
--	------------------	-----------------------------	-----------------------	--	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者(平成26年6月30日現在)

(自動車運送事業安全監理室)

旅客自動車運送事業

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般乗用	株式会社三洋タクシー	新潟県新潟市東区藤見町2-6-5	47	無認可運賃

貨物自動車運送事業

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	泉運送株式会社	新潟県上越市福橋字前田719-4.718-1	72	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社豊明運輸	新潟県新潟市北区島見町2434-52	32	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社北都富山 (現 株式会社北都高速運輸倉庫富山)	富山県砺波市狐島350-1	30	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社アイル	富山県富山市黒崎491番地1	27	無車検運行
一般貨物	新潟三和運輸有限公司	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田607-1	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡131	25	運転者過労防止義務違反
一般貨物	武石運輸株式会社	長野県上田市下武石30	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	櫻田 貞一	長野県小諸市乙983-21	23	酒気帯び乗務
一般貨物	豊商運輸株式会社	富山県滑川市東金屋146	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社物流チショウ	石川県小松市上牧町ハ172	22	運転者過労防止義務違反

■自動車分解整備事業者に対する行政処分（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成26年7月1 6日	笠原 美千子	笠原カーサービス	自動車分解整備事業の 事業停止10日間	使用者に分解整備記録簿を 交付していなかった。従業員 が認証基準の要件を満たし ていなかった。料金表を掲示 していなかった。依頼者に概 算見積書を交付していなか った。
	長野県諏訪市大字豊田8 57番地1	長野県諏訪市大字豊田8 57番地1	道路運送車両法第91 条第2項、同法第91条 の2、同法第91条の3	
平成26年7月1 6日	北陸ジャイロ株式会社	北陸ジャイロ株式会社 信野自動車事業部	自動車分解整備事業の 事業停止20日間	不正に車台番号を打刻した。
	新潟県長岡市東川口19 79番地330	新潟県長岡市東川口字前 島1979番330	道路運送車両法第29 条	

○ 業 務 資 料

■個人タクシー知識試験結果（自動車交通部）

【試験実施日：平成26年7月17日】

	法令試験 (40点満点)	地理試験 (40点満点)
申請者数	6人 (うち地理試験免除者6人)	
合格者数	6人	
最高点	40点	-
最低点	39点	-
平均点	39.2点	-